

令和 2 年度

港区立六本木中学校 部活動に係る活動方針

校長 石原 嘉人

<p>本校における部活動の方針</p>	<p>「港区立学校部活動ガイドライン」に則り、本校の生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目、活動等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。 ・ 生徒が芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。 ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。 ・ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
<p>適切な休養日の設定方針</p>	<p>【休養日】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学期中は、週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける（平日は少なくとも 1 日、週休日は少なくとも 1 日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は他の日に振り替える。）。 2 大会や発表会等の直前の練習や大会や発表会等の当日のため、上記休養日の設定が行えない場合は、事前に活動計画等により、校長の承認を得るとともに、概ね 2 週間以内に休養日を振り替え、生徒に十分な休養を与えるようにする。（なお、「大会や発表会等の直前の練習」の期間は、おおむね 2 週間程度とする。） 3 長期休業中の休養日の設定についても、「1・2」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。 <p>【活動時間】</p> <p>1 日の活動時間は、長くとも学期中の平日では朝練習も含め、2 時間程度、週休日（祝日等を含む。）及び長期休業中は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。なお、ここでの活動時間とは身体的な活動及び多様な表現や鑑賞の活動を行う時間を指す。活動に伴う準備や片づけ、ミーティング等の時間を含めて、平日は 3 時間程度、週休日は 4 時間程度とする。</p>
<p>設置している部活動名</p>	<p>野球部、ソフトテニス部、バドミントン部、バスケットボール部、バレーボール部、卓球部、音楽部、茶道部、食育部、美術部、書道部</p>
<p>熱中症事故の防止について</p>	<p>熱中症事故防止に向け、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、気象庁の高温注意情報が発せられた場合、屋外の活動を原則として行わないようにする等、適切に対応する。</p>
<p>新型コロナウイルス感染症感染防止について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休校期間と第 1 ステージ（6 月 1 日～6 月 5 日）は実施しない。 ・ 第 2 ステージ以降は感染予防策を講じながら段階的に実施する。 第 2 ステージ（6 月 8 日～6 月 12 日）は【1 時間程度】 第 3 ステージ（6 月 15 日～6 月 26 日）は【1 時間 30 分程度】 ・ 当面は、個人の基礎的な技能を身に付ける活動やトレーニングを行い、近隣の感染状況に応じて徐々に活動を増やしていく。 ・ 7 月以降は、感染症対策を行ったうえで、部活動ガイドラインに従って活動を行う。 ・ 7 月中は、自校での活動とし、対外試合・合同練習は行わない。 ・ 夏休み以降、対外試合・合同練習の実施や大会参加をする場合は、生徒・保護者の同意を得て参加する。その際、スポーツ・文化的活動以外の場面でも感染症対策を講じることとする。